

加盟団体支援事業 審査基準

第1条（目的）

本基準は、日本クレー射撃協会（以下「当協会」という）へ登録加盟している都道府県協会及び加盟部会のうち、普及振興・競技力向上の観点から支援が必要な団体に対して支援金を交付し支援することで、当該団体が担当する各分野における普及振興・競技力向上を図るとともに、それにより当協会として公益目的を実現するため、支援金を交付する審査基準を定める。

第2条（支援額）

支援する団体数を問わず、支援額は各年度において合計 150 万円を超えないこととする。

第3条（支給基準）

（1）47 都道府県協会

各都道府県協会のうち、支給対象となる団体は、以下の各号を全て満たす団体とする。

- ① 登録会員数が 20 名未満であること。
- ② 県内に公認・非公認を問わず射撃場が無く、県外の射撃場を利用することも地理的に容易でないこと。

（2）部会

各部会のうち、支給対象となる団体は以下の 1 号を満たす団体とする。2 号は 1 号の判断にあたり重要な考慮要素の 1 つとするが。これに限られない。

- ① 普及振興活動にあたり、当該団体の自助努力では克服できない特性的な財政支援理由があること。
- ② 当該団体が扱う競技種目等において、世界選手権大会やワールドカップ大会等の国際競技会が定期的に開催されているにもかかわらず、当該団体による競技力向上活動にあたり、日本スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会等の交付金や助成金を得ることができないこと。

第4条（手続）

- （1）支援を希望する団体は、当協会が指定する期日までに、別に定める支援申請書を申請する年度の事業計画書とともに提出する。
- （2）理事会は、当該年度に支援する団体及び支援金を決定し、当協会は、理事会の決議をもとに支援金を交付する。

- (3) 支援金の交付を受けた団体は、申請書及び事業計画書に予め当協会へ提出した事業計画書に基づき、支援金を事業経費として使用するとともに、事業終了後60日以内に、当協会へ実施報告書を提出しなければならない。なお、支援金に残額が生じた場合は、当協会が指定する日までに残金を返金するものとする。
- (4) 支援金の交付を受けた団体は、年度途中に止むを得ず事業内容が変更となり支援金の使途を変更する場合には、事業変更届を当協会宛てに提出し、事前に当協会の承認を経なければならない。

第5条（基準の改廃）

本基準の改廃は理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

- 1. 本規準は、2023年3月30日より施行する。